

海外における動物の飼養管理と譲渡促進のための工夫について

日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科 助教

田中亜紀さん

米国の動物シェルター紹介

米国カリフォルニア州の動物シェルター（飼い主のいない動物の一時保護等を行う施設）は、大きく分けて行政シェルター（郡営シェルターと市営シェルター）と民間シェルターがあります。行政シェルターは狂犬病予防法を基にした公衆衛生業務を中心に、動物の引取りを含めた地域の動物問題に取り組んでおり、飼い主のいない動物対策から様々な動物虐待事例への対応、各種登録など扱う業務は多岐にわたります。一方で民間シェルターは、「致死処置を行わない」としていることが多く、譲渡に適した動物を選択的に収容している場合がほとんどですが、動物介在活動や地域猫活動なども積極的に取り入れています。行政シェルターと民間シェルターは役割分担を行い、両者ともたくさんのボランティアが関わって地域の動物の福祉の向上や市民の安全を目標としています。

1970年代は米国でも行政シェルターでの犬や猫の致死率が約9割でした。2000年に入った頃から、シェルターの方針が「殺す場所」から「生かす場所」へ変化し、その結果、致死率は顕著に減少し、今では行政シェルターでも2~3割程度と非常に少なくなってきています。それと同時に、シェルターのイメージがたくさんの市民の訪れる開かれた施設として明るい方向へ変化を遂げているところも多くなってきました。

東京都でも、動物の引取数の減少や譲渡の拡大に向けた取組を進めた結果、動物愛護相談センターに収容された動物の致死率は減少しています。動物愛護相談センターに収容される動物の頭数は少なくなっていますが、動物を新しい飼い主へとつなぐ施設にさらに発展していくためには、海外の施設の譲渡推進に向けた取組も一つの参考になると思います。

そこで、週末に家族が遊びに行く場所へと変わってきたカリフォルニア州のサクラメント郡行政シェルターの取組をご紹介します。

〈シェルターを楽しい場所に〉

- ① 譲渡対象動物を可愛く見せる工夫：譲渡対象の動物の写真をできるだけ可愛く撮る技術をプロのカメラマンから伝授。
- ② 譲渡部屋やケージを可愛く工夫：お部屋やケージにテーマを設けて、可愛くデコレーション。市民からの様々な寄付も受け入れる。お姫様風や野球チームをテーマに。
- ③ 猫カフェ風ふれあい部屋：猫カフェをモチーフにしたふれあい部屋を作り、正しい猫との接し方や収容環境の啓発の場に。
- ④ ドッグランを市民に開放：収容動物だけでなく、市民の憩いの場になるようにドッグランを開放。犬の飼い方教室も開催。

- ⑤ シェルターの施設名を変える：行政区分での名称は「Animal Care and Regulation」ですが、施設名は「Animal Adoption Center 動物譲渡センター」として明るいイメージ作り。
- ⑥ 土日に開館し家族の来訪を促進：月曜日を休館日。
- ⑦ 譲渡のチャンスを向上：譲渡適性の高い動物は収容期間中でも譲渡対象に入れ、期間満了後速やかに譲渡するなど、優先的に譲渡して、譲渡を促進し、動物の回転を速くする。

サクラメント郡行政シェルターは北カリフォルニア最大のシェルターですが、獣医科大学との連携も多く、シェルターメディスンの研究を通してシェルター内の動物福祉向上も図っています。米国でも No-kill の流れが強くなる一方で、その弊害として動物福祉がないがしろにされたり、公衆衛生上の問題が発生したりする看過できない状況もあります。

日本の行政シェルターにおいても、大学等と連携しながら動物福祉の向上を図ったり、海外の行政シェルターの取組を参考にしたりしながら、動物の譲渡を推進していくとともに、人と動物と地域の安全の向上を目指していくことが大切です。

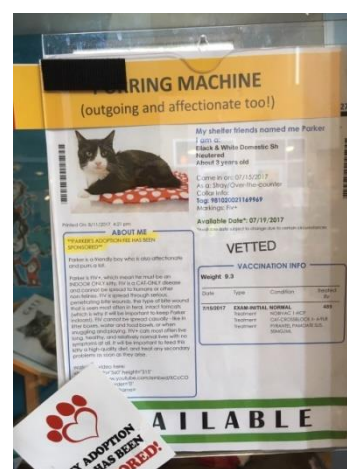
<サクラメント郡行政シェルター>



①



②



③



④

- ①、② 猫のふれあいルームの様子
- ③ 譲渡対象の猫の紹介
- ④ ふれあう際のルールを表示

5 譲渡判定

公示期間が満了した動物等については、新たな飼い主等への譲渡が可能かどうかの判定を行います。判定に当たっては、まず健康状態の確認のため、視診、触診を中心とした健康チェックとあわせて、フィラリア検査（犬）や FIV（猫免疫不全ウイルス）・FeLV（猫白血病ウイルス）検査のほか、糞便検査や尿検査等、各個体に必要な検査を実施しています。



検査の様子

さらに、センターの複数の獣医師により、人への攻撃性などの問題行動の有無等について観察を行うとともに、飼育の難易度などを総合的に判断して、個人譲渡・団体譲渡・観察継続等のいずれに該当するか判定しています。

（1）成犬・成猫の譲渡判定

成犬・成猫の譲渡判定は、以下の項目に基づいて行っています。

個人譲渡対象動物	団体譲渡対象動物
ア 健康状態	ア 健康状態
イ 攻撃性	イ 攻撃性
ウ 人・社会への順応性	ウ 人・社会への順応性
エ 飼育の難易度（品種、年齢）※	エ その他、必要に応じた項目
オ その他、必要に応じた項目	

※大型犬種、高齢動物等は、飼育に手間がかかるなど一般の家庭での飼養が難しい場合があります。

観察から判定までは、おおむね以下の流れに沿って実施しています。

① 観察

収容当日、ケージから出すときやマイクロチップリーダーを当てたときなどの様子を観察し、人の姿を見た際の警戒心や攻撃、逃避等の有無を確認します。次に、一定期間経過した時点の、ケージ内での様子を観察し、初日と環境に慣れた後の様子を比較することで、攻撃性や人や社会への順応性を判定します。

さらに、触診や視診等を実施し、先天性の疾患や削瘦^{まくそう}といった体格の状態、皮膚や被毛の状態、目、鼻、口、腹部や肛門周囲等の疾患、伝染性の疾患の有無等を確認します。

犬では、必要に応じて他の動物との相性や、フードに対する執着、獣医療行為に対する反応等も観察しています。

② 観察の補助

観察の補助では、体に触れた際の反応、食物への反応、支配性等を確認します。また、長期的に観察していくなかで、ケージ内等での様子、人馴れの状況なども確認します。

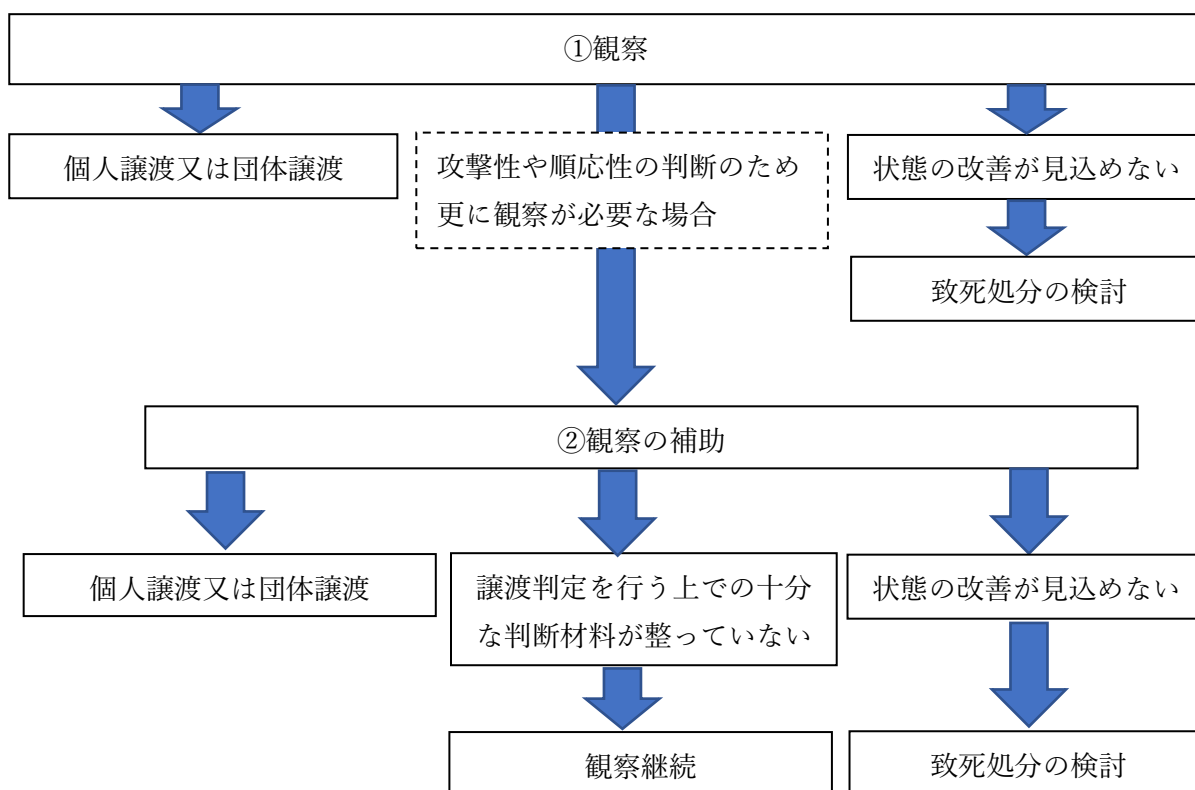
③ 観察の継続

譲渡判定を行うに当たって十分な判断材料が整っていないなどの場合は、更に観察を行った上で、改めて検討します。

また、飼養管理中に健康状態等に変化があった場合は、必要に応じて再評価を実施します。

これらの判定の結果を総合的に判断し、個人譲渡・団体譲渡・観察継続等の判定を行っています。

〈観察から判定までの流れ〉



(2) 子犬の譲渡判定

子犬の譲渡判定は、以下の項目に基づいて行っています。

譲渡対象動物
ア 離乳状況
イ 健康状態
ウ 攻撃性
エ 人・社会への順応性
オ 飼育の難易度（品種、年齢）
カ その他、必要に応じた項目

収容当日、離乳状況の確認や触診・視診等を実施し、先天性の疾患や^{さくそう}削瘦といった体格の状態、皮膚や被毛の状態、目、鼻、口、腹部や肛門周囲等の疾患、伝染性の疾患の有無等を確認します。

次いで、子犬の周囲を歩いた時の反応や少し離れたところから呼びかけた時の反応といった社交性、体に触れたり、歯を見たりしたときの反応といった人への許容性も確認します。

これらの結果を総合的に判断し、個人譲渡・団体譲渡・観察継続等を判定します。

(3) 子猫の譲渡判定

子猫の譲渡判定は、以下の項目に基づいて行っています。

譲渡対象動物
ア 離乳状況
イ 健康状態
ウ その他、必要に応じた項目

ア 離乳前の場合

離乳前の子猫は、身体の機能が未発達で、哺乳する力も弱く、育成をするためには、猫に関するある程度の知識を持った方が手厚く面倒を見てあげることが必要となります。そのため、離乳前の猫を引取・収容した場合には、一定程度の知識を備えたボランティアの方に育成と譲渡をお願いするミルクボランティア実施プログラムの対象になるかどうかを判定



離乳前の子猫

します。判定に当たっては、基準に基づいて、哺乳する力の有無や、体格や目、鼻等に疾患などがないか、体に触れた際に反応するかなどを確認します。ミルクボランティア実施プログラムの対象になると判定をした場合には、登録しているボランティアに譲渡します。

(ミルクボランティア実施プログラムについての詳細は、37 ページ参照)

イ 離乳後の場合

離乳後の子猫を引取・収容した場合には、先天性異常や^{さくそ}削瘦といった体格の状態、皮膚や被毛の状態、目、鼻、口、腹部や肛門周囲等の疾患、伝染性の疾患の有無等を確認し、個人譲渡・団体譲渡・観察継続等のいずれに該当するか判定します。



離乳後の子猫

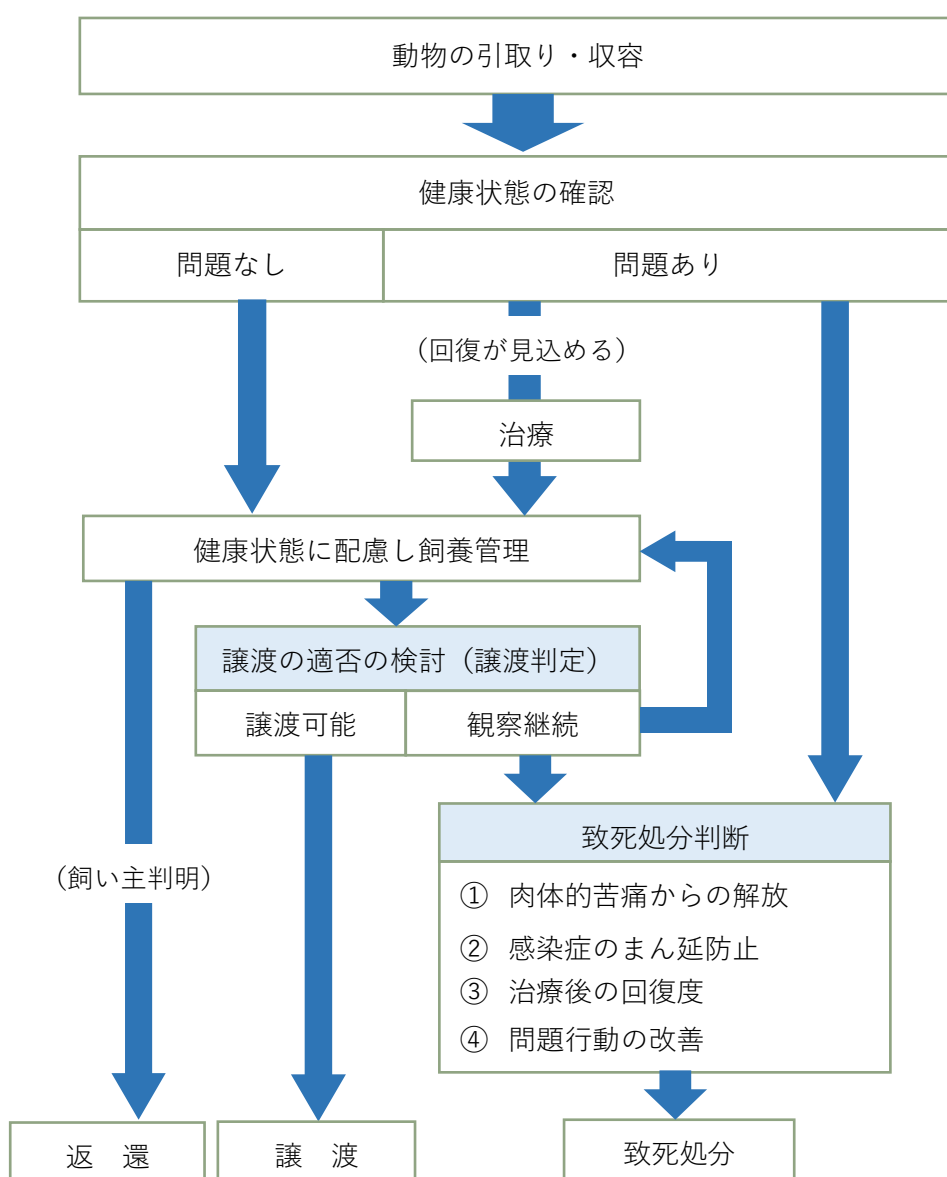
6 致死処分の判断

センターで保護された動物の健康状態や性格は様々です。その中には、負傷や病気などによる苦痛の程度が著しい場合、^{ちひ}治療や回復が見込めない場合、著しい攻撃性を持ち、人や他の動物に危害を及ぼすおそれが高い場合もあります。

そのような場合には、動物福祉の側面も踏まえ、獣医療の一環としてやむなく致死処分をする場合があります。

センターにおいて致死処分を行う際には、複数の獣医師により、総合的かつ重層的に慎重な判断を行っています。

致死処分を判断するまでのおおよその流れは以下のとおりです。



※ 老衰や病気の急激な悪化等により、飼養管理中に動物が死亡する場合があります。

<致死処分の判断時の確認項目>

致死処分の判断に当たっては、次の4つの観点から総合的かつ慎重に検討を行い、状態の改善や回復が見込めず、他にとり得る方法がない場合などには、やむを得ず致死処分を行います。

(1) 肉体的苦痛からの解放の観点

動物の肉体的苦痛が著しいものと考えられる場合、動物福祉の観点から致死処分をすることが妥当であるかどうかを判断します。判断の際には以下の項目を参考にします。

<耐え難い肉体的苦痛があり、苦痛から解放するために他の方法がない場合>

- ・苦悶を呈する症状

具体例：自傷行動、異常な姿勢、呼吸障害、異常な鳴き声など

- ・神経症状

具体例：けいれん、後弓反張（後ろにのけぞり四肢を突っ張る）、遊泳運動（手足を無意識にバタバタさせる）など

- ・著しい疼痛

具体例：もがき、喘ぎ、浅速呼吸、振戦（ふるえ）、沈鬱、硬直姿勢など

(2) 感染症のまん延防止の観点

狂犬病やパルボウイルスといった公衆衛生、動物衛生上問題となる感染症に罹患した又はその疑いがある場合、人や他の収容動物への感染やまん延を防止するため、致死処分をする必要があるかどうかを判断します。

皮膚糸状菌症など、感染症の種類によっては、一時的な隔離とセンターにおける治療により、人や他の収容動物への感染拡大を防止できる場合もあります。

(3) 治療後の回復度の観点

センターにおいて救急処置や治療を行った場合、その効果が期待できるかどうか、又は回復不能若しくは予後に重度の障害が残るかどうかを獣医学的に診断します。診断の際には以下の項目を参考にします。

- ・全身症状

具体例：ショック症状、心音微弱、異常呼吸、体温低下、横臥・起立不能、意識消失、貧血、衰弱など

- ・外見の異常

具体例：重度の外傷、出血多量、広範囲にわたる壊死など

(4) 問題行動の改善の観点

人や他の動物に危害を及ぼすおそれがあるなど、問題行動が確認される場合は、行動改善のためのトレーニングや治療等の取組を行い、経過を観察して改善される見込があるかどうかを判断します。

例えば、飼い主が複数回咬傷事故に遭っており、実施可能な取組を行ってもなお著しい攻撃性が改善されない場合などには、致死処分の対象となることがあります。